平成29年 第12回 東京都教育委員会定例会議事録

日 時:平成29年7月13日(木)午前10時00分

場 所:教育委員会室

東京都教育委員会第12回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第44号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第45号議案

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第46号議案

第10期東京都生涯学習審議会委員の任命について

第47号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

第48号議案

東京都教育委員会委員の辞職の同意について

- 2 報告事項
 - (1) 第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について
 - (2) オリンピック・パラリンピック教育における「東京都公立学校ボッチャ交流 大会」の実施について

教育長 中井敬三

委員 遠藤勝裕

委員 山口 香

委員 宮崎 緑

委員 大杉 覚(欠席)

委員 秋山千枝子

事務局(説明員)

教育長(再掲) 中 井 敬 三

次長 堤 雅 史

教育監 出 張 吉 訓

総務部長 早川剛生

都立学校教育部長 初宿和夫

地域教育支援部長 安部典子

指導部長 増 渕 達 夫

人事部長 江 藤 巧

福利厚生部長 太田誠一

教育政策担当部長 古川浩二

教育改革推進担当部長 増 田 正 弘

特別支援教育推進担当部長 浅野 直樹

指導推進担当部長 宇田 剛

人事企画担当部長 鈴木正一

(書記)総務部教育政策課長 岡部 渉

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 ただいまから、平成29年第12回定例会を開会いたします。

本日は、大杉委員から、所用により御欠席との届出を頂いております。

本日は、朝日新聞社外1社と個人は9名から傍聴の申込みがございました。以上について許可してもよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都 教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命 令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった 行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、遠藤委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回6月8日の第10回定例会の議事録については、先日配布しまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。 — 〈異議なし〉 — では、第10回定例会の議事録は承認を頂きました。

前回6月22日の第11回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御

覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第46号議案及び第47号議案については人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第44号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第44号議案、東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正 する規則の制定についての説明を、都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 御説明申し上げます。

本議案でございますが、都立高校改革推進計画・新実施計画に基づいて、都立高校の学科改編を行うことに伴う関係規則の一部改正でございます。

対象となる10校の改正内容を「1 改正内容」にまとめてございます。ポイントは3点でございます。1点目は、商業高校7校の全日制課程の学科をビジネス科に改編すること、2点目は、表の中段の中野工業高校全日制課程を平成30年度からエンカレッジスクールに指定することに伴い、学科をキャリア技術科に改編するもの、3点目は、東京版デュアルシステムの推進として、表の下段の葛西工業高校全日制課程、多摩工業高校全日制課程の学科を改編して、デュアルシステム科を設置するものでございます。これら10校の学科改編は、平成30年度の入学生から適用を予定しておりますことから、1ページ下段から2ページ上段にかけてのただし書きにあるように、現在、在学する生徒の学科は、在学している間、存続をいたします。詳細は、別紙1から別紙3までにまとめてございます。

3ページの別紙1を御覧ください。「都立商業高校の学科改編(ビジネス科の設置)について」でございます。

都立高校改革推進計画・新実施計画と、平成29年2月23日に御報告させていただきました商業教育検討委員会報告書に基づき、専門高校の改善・充実の一環として、「2 改正の概略」にあります7校の全日制課程の既存学科を、表頭、平成30年度(改編後)にございますように、ビジネス科に改編いたします。改編の目的を1に書いておりますが、端的に申し上げれば、実践的な商業教育の展開を目的としてございます。「3 教育課程の特色」にも表われておりますが、これまで簿記実務検定や情報処理検定などの資格取得に役立つ教育はもとより、学習いたしました専門的な知識、技術等を実社会で活用できるように、実践的な商業教育を展開していきます。

続きまして、4ページの別紙2を御覧ください。「都立中野工業高等学校の学科改編について」でございます。

都立高校改革推進計画・新実施計画に基づき、中野工業高校の全日制課程を平成30年度からエンカレッジスクールに指定することに伴い、「2 改正の概略」にございますように、既存の学科をキャリア技術科に改編いたします。学科の名称ですが、既にエンカレッジスクールに指定している練馬工業高校と同じ学科名でございます。

「3 教育課程の特色」ですが、3点ございます。1点目は、義務教育段階の学び直しを含めた基礎的・基本的学力の定着、2点目は、キャリアガイダンスや体験学習を通じた生徒の適性の発見と、それに応じた進路選択の促進、3点目は、工業高校としての特色を生かした専門的な知識や技術の習得でございます。これらの特色ある教育課程により、個々の生徒に応じたきめ細かな教育活動を展開していきます。

なお、「4 備考」欄(2) にございますように、中野工業高校の定時制課程はエ ンカレッジスクールの指定は行わないことから、学科改編はございません。

最後に、5ページを御覧ください。別紙3、「都立工業高校の学科改編(デュアルシステム科の設置)について」でございます。

「1 学科改編の目的」にありますように、地域企業の求める人材の育成につながり、産業界から評価されている、「3 教育課程の特色」にある東京版デュアルシステムを更に推進するもので、「2 改正の概略」にあります葛西工業高校全日制課程、多摩工業高校全日制課程の2校につきまして、表頭、平成30年度(改編後)にありますように、デュアルシステム科を各校1学級設置いたします。改編に当たりまし

ては、入学者選抜時の応募倍率や地域の需要などを踏まえ、各学校とも相談しながら、学級数の調整を行ってきました。結果、全日制課程第1学年の学級数の合計は、 両校とも変更がなく、改編後も5学級でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 御説明ありがとうございます。商業高校のビジネス科や工業高校のこういう新しい考え方は、これはこれでよいと思うのですけれども、御説明の中にありましたように、例えば商業科の場合には、簿記とか珠算、あるいはパソコンの技術も含めて、資格取得にかなり重点が置かれていました。今度はビジネス科というお話で、それは社会のニーズに合った方向なのだろうと思いますが、問題は、誰が教えるのかということです。従来の珠算とか簿記とかは商業科の先生が子供たちに教えていて、今度、ビジネス科となった時に、この趣旨、目的、特色は非常に結構なのですが、こういうことを子供たちに教える先生はどこにいるのかということが、まず商業高校についての質問です。

それから、工業高校ですけれども、東京版デュアルシステムというのは非常に良いと思います。そして、5ページの「3 教育課程の特色」にあるような形でやっていくと、これは高校版のインターンシップです。今、高等教育部門では、いろいろな形でインターンシップの充実が課題として取り組まれております。そういう中で、高等教育部門でのインターンシップの留意点は、企業に長期派遣して実習的な勉強をするということは、企業側から見ますと、優秀な学生の青田買い的なもので、これは経団連とか学校との間で、インターンシップの推進と青田買いの抑止が課題になってくると思います。

この東京版デュアルシステムの中で、漢字で書くと長期就業訓練ですけれども、要するに、これは高校版インターンシップだなと私は読みました。その場合、工業高校の子供たちを高校生の段階で、この子はいいと企業側が見た場合に、早く唾を付けてしまえというようなことも生じかねない。それを防ぐ学校と職業訓練先との協定や教育委員会が何らかの形で、そうしたものに歯止めをかけるスキームを作るのかどうか

ということを、これを拝見していて思いました。

趣旨は非常に良いと思うのですけれども、これをきちんと実施していく上で、ビジネス科の場合には、誰が教えるのかという問題と、デュアルシステム科の場合には、企業と学校との関係の歯止めの部分をどう考えるのかの2点をお伺いしたいと思います。

【都立学校教育部長】 まず1点目、教員は誰が教えるのかという部分でございますが、例として、今年度から先行して芝商業高校で「東京のビジネス」を教えております。これを教えるに当たって、すぐに先生方が教えられないですし、また、これから展開していく学校についても研修が必要でありますことから、教職員研修センターにおいて、「ビジネス基礎における補助教材『東京のビジネス』を活用した指導の充実」ということで、例えば8月に半日程度、教員の実践・指導力向上のための研修などを行っております。こういったことから、御懸念の指導力をどう担保していくのかということは、私どもも取り組んでいるところでございます。

2点目の、デュアルシステム科のいわゆる青田買いとか、企業との歯止めということでございますが、御理解いただきたいのが、今回、これは教育という面でやります。青田買いと言われると、なかなか厳しいものがあるのですけれども、まず教育で企業実習、企業体験をさせる、それから、もう一つの目的として、将来、子供たちが就業する時に、その企業に合うかどうかのマッチングも並行してやっております。既に実施しております六郷工科高校のデュアルシステム科は、平成23年度から平成27年度までの卒業生の8割が就職をして、このうち7割程度が協力企業に就職しております。そういったことから、高校版青田買いの御懸念は理解いたしますけれども、教育と将来の就業に結び付けるものです。もう一つ、参考の指標として、厚生労働省の高卒就業者全体の過去3年以内の離職率が3割から4割という統計データがございます。一方で、先行している六郷工科高校の過去5年の離職率が約13.8パーセントで、一般的な高卒の離職率から比べても、私どもの取組の教育効果が表われていると思っております。そういったことから、御懸念の青田買いというのは私どもも想定外ではあったのですけれども、そういう面ではなくて、むしろ企業とのマッチングがうまくいき、子供たちがその企業に定着できるような取組をしていきたいと考えておりま

す。

【遠藤委員】 分かりました。

【山口委員】 ありがとうございました。平成16年度からもう既に六郷工科高校に デュアルシステム科があるということで、現実に機能していると思います。

中身はよく分かったのですけれども、名称的に何々科というのは、私の感覚からすると学問領域を指すと思います。だから、デュアルシステムというのは、何かを学ぶための手段として、そういうやり方はあると思うのですが、果たして何々科という名称として正しいものなのか。これから国際化していこうという日本が、これを海外に出した時に、デュアルシステム科は何を勉強しているのだという御指摘を受ける可能性があります。最近、大学もそうなのですけれども、英語を使ったいろいろな新しい科ができていて、ぱっと見た時に、ここは何をやるところなのかが分からないというところがあります。

今日のことについてではなくて、名称については一度御検討いただきたい。内容はよく分かるのですが、ここだけではなくて、機械科や電子科、建築科であっても、デュアルシステムを使った学びをしていくべきで、そういったところからすると少し違和感があります。今後のこともありますので、何かの折に継続して検討してください。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。

【宮崎委員】 今の名称の件は、私も申し上げようと思ったところで、英語に翻訳すると、多分デュアルシステムではなくなるので、日本語英語です。概念がきちんとしているかどうかということと、日本語できちんと表現できるようなことをこれから少し心掛けていただきたいと思っております。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本件について、原案のとおり決定してもよろ しゅうございますか。 — 〈異議なし〉 — では、本件について原案のとおり承 認を頂きました。

第45号議案

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 次に、第45号議案、特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 それでは、第45号議案資料を御覧ください。第45号議案、特別免許 状に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案資料に沿って御説明申し 上げます。

まず、今回の改正の目的について御説明いたします。平成32年度から新学習指導要領が全面実施され、小学校の中学年で外国語活動が、また、高学年で外国語科が導入されることとなりますが、このことに関しまして、平成28年11月に教育職員免許法の一部が改正され、特別免許状の小学校の教科に外国語が新設されました。これらの動きから、今後、特別免許状の申請件数が増加することが想定されますが、現行規則の審査・検定体制は、一度に多数の申請に対応することに適したものとなっておりません。このため、今後、申請件数が増加しても的確に対応できる審査・検定体制を整備することが必要であることから、今回、審査・検定方法の一部を改正するものでございます。

次に、教員免許制度の概要について御説明いたします。「2 教員免許制度概要」を御覧ください。まず、(1)教員免許状の種類についてですけれども、教員免許状には、普通免許状、特別免許状、臨時免許状の3種類がございます。今回の改正は、特別免許状に関するものでございます。特別免許状は、教員免許状を持っていない優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るために授与する免許状で、教育職員検定を経て授与いたします。

特別免許状の授与は、都の規則により、4月1日、9月1日及び1月1日の年3回と定められております。また、有効期限は授与日から10年間、免許更新制度が適用されます。次に、免許の効力の範囲ですが、都教育委員会が授与した特別免許状は、都内でのみ効力を有し、他の道府県では使用することができません。また、授与対象者

は、教科に関する専門的な知識経験等を有し、教員の職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者とされており、専門的知識経験等を有しているとみなす基準は、当該教科の指導経験が最低1学期間以上、おおむね600時間以上の勤務経験がある場合等とされております。

次に、(3)特別免許状授与の審査・検定方法を御覧ください。特別免許状は、任命権者等の推薦に基づく申請を受けた後、人物、身体及び授与する教科に係る専門的知識経験に関し書類審査を行い、さらに、教職課程認定を有する大学の学長等と校長等による面接を行った上で、授与の可否を決定いたします。この面接及びその評価を踏まえた授与の可否の決定については、都の特別免許状に関する規則第7条及び第8条で具体的に規定しております。本改正は、この第7条及び第8条に関わるものです。

次に、資料右側の「3 現状における課題」の欄を御覧ください。現行規則では、審査、検定において、必ず教職課程認定を有する大学の学長等と校長等の2名体制による面接を実施することとなっておりますが、今後、小学校の外国語や、その他の校種、教科等において特別免許状の申請者が増加した場合には、学長等の日程を長期間確保することが困難になり、規則で規定された授与日までに審査、検定の手続が間に合わなくなるおそれがあります。そのような事態を避けるため、今回、規則改正を行います。

「4 特別免許状に関する規則(平成元年都教委規則第38号)の改正(案)」の欄を御覧ください。今回の改正内容は、面接方法の変更と、面接の評価に学長等からの意見を新たに追加することの2点になります。

まず、1点目の面接方法の変更についてですが、現行規則で規定されている学長等と校長等の2名体制での面接を原則としますが、面接員2名のうち、学長等について、申請件数が多く、日程の確保ができない場合など、原則どおりの面接を実施することが困難な場合は、学長等に代わる教育長が別に定める職員と校長等の2名体制による面接を行うことができるようにするというものです。学長等に代わる職員としましては、主任指導主事等の都教育委員会事務局に勤務する職員を予定しております。また、都職員が面接した場合には、当該面接後に学長等に対し関係書類を提示し、当

該受検者の評価について意見を聴くことを併せて規定いたします。

次に、2点目の面接の評価に学長等からの意見を新たに追加する点についてですが、これは、検定の合否の決定に当たり、いずれの面接方法によっても、学長等の評価、意見を踏まえることを規定するものです。

最後に、「5 規則改正のスケジュール」についてですが、本日、本案について御 承認いただいた場合、9月1日付けで公布し、同日付けで施行させていただきたいと 存じます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 本件につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 こういう新しい仕組みを作って、どんどん有為な人材を登用してい くというのはとても大切なことだと思うのですが、その際に、新しい科目が増えて専 門的な知識を持つ人を呼んでくる場合に、専門的知識の方はあまり問題なく見付けら れると思うのですが、その方が教員としてふさわしいかどうかという判断が実は難し いのではないかと思います。大学等も、今、アクティブラーニングや実践的教育とい うことで、社会で活躍している方々をお招きする場合があるのですが、実際にいらし ていただくと、論文の指導ができなかったり、学生に接する態度が難しかったりしま す。これは中教審でも一度そういう課題が出まして、新任の教員の研修やチェック体 制を各大学で考えるようにという通達が来たこともあったのですが、その部分につい て、この仕組みで何か考えていらっしゃること、あるいは、事前の研修とか、教員と しての資質のチェックの部分をどうするのか。特に今対象となっている小学校3、4 年生の外国語は、とても難しい時期に難しい内容を教えるわけです。横文字でやった 時の発想法と縦の発想法は違って、まだ思考経路が確定していないような成長期の子 供たちに接するわけですから、本当に難しいです。いい人材がいてくださることを願 うのですが、その辺についてお考えはいかがでしょうか。

【人事部長】 (2)特別免許状の授与等の最後、授与対象者の欄を御覧ください。資料にもございますとおり、「教科の指導経験最低1学期以上おおむね600時間以上の勤務経験等」というのは、現在、特別非常勤講師やALTという形で、実際に

現場で従事していただいている方で、免許を持っていないために、アシスタントとしてしか入っていないという方を想定しております。ですから、ここの人物、身体、専門的知識経験の人物という部分については、任用しようとする任命権者からそういう証明を出していただいて判断していきます。元々のシステムでも、アシスタントの経験がある方を対象としておりますので、委員御指摘のとおり、実務の部分を踏まえて、人物重視ということで、そこに面接を課して免許を出すという手続を取ります。その点、我々としても、正しく現場での経験をしっかり見ていかなければならないと思っています。

【宮崎委員】 その道で生きてきた人たちではないので、是非採用後に手厚く研修 等をしてください。

【人事部長】 免許を授与した後は、非常勤講師や臨時的任用という形で、任用体系がいろいろ出てきます。その任用体系によっては研修の対象が少し異なってきますけれども、そういう形で、しっかり対応していかなければならないと思っております。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【遠藤委員】 今の宮崎委員の質問に関わるのですけれども、対象者の経験の中で「学校等」とあります。「等」の範囲ですけれども、私立の学校は当然入ると思うのですが、例えば塾を経営しているとか、塾で教えているとか、「等」とくくられた場合に、具体的にイメージがあるのかどうかということが一つ。

それから、今の宮崎委員の質問に対するお答えの中から類推しますと、これは兼職ができると理解してよろしいのでしょうか。要するに、東京都の小学校の英語教員として特別免許状をもらって、また別のところでも仕事をすることが可能なのかどうか。先生に専念をするということだけだと、これだけの人数を集めていくのは大変なのではないかと思います。非常勤という言葉が先ほどの御説明の中にありましたけれども、非常勤ということは兼職ができるのかなと理解をしたのですが、この辺はどうなのでしょうか。

【人事部長】 「等」の範囲は、まず、学校教育法第1条に規定する学校や在外教育施設、それから、細かく規定があるのですけれども、国内の施設であっても、幼稚

園、小学校、中学校、高等学校と同等の課程を持つ、当該外国の学校教育制度に位置付けられている学校で、日本で言うと専修学校ですが、外国の教育制度を担っている学校となっております。ただ、1点、教科に関する専門分野に関わる勤務経験等の中に、企業等の場合、3年以上という部分もついてきますから、経験については、個々に判断をするケースがあります。

それから、2点目の御質問は、今回は免許権者として免許を出す手続の改正ですけれども、免許を持ったことで、どう任用されるかによって、その任用形態によって、二足のわらじを履くような兼職だったり、非常勤だったりということは可能になってきます。それは任用の形態によって制限が変わってきますので、一般公務員という形の臨時的任用になれば兼職の制限が掛かって、一定の手続を取らないと兼職ができないということで、免許とは離れた、どういう形の任用かによって変わってきます。また、今回、これは免許権者の関係ですから、公立学校だけではありませんで、私立の学校からの申請もこの手続でやっていきます。

【遠藤委員】 分かりました。

【秋山委員】 多くのいい人材を求めるには必要なシステムだと思います。そのためには裾野の人たちを多く持っていないといけないと思うのですけれども、このアシスタントとかALTとかは、現在、どのような方法で採用されているのでしょうか。

【人事部長】 都立高校の場合は、外国語のALTとして、JETプログラムで来ていただいている方に入っていただいているわけですけれども、小・中学校に関しては、区市町村ごとにALTの任用体系も違い、直接区市町村が任用している場合と、委託をして派遣していただいてALTが入っているケースが混在していると伺っております。実際のところ、ALTでネイティブの方が入っている場合と、また、それとは違って、外国語が堪能な日本人の方がアシスタントに入っているケースもあると伺っております。どれだけの数で、どれだけの比率だというものについては、詳細のデータがないのですけれども、対応的には、様々な形態で任用されていると伺っているところです。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本件について、原案のとおり決定してもよろしゅ

うございますか。 — 《異議なし》 — では、本件について原案のとおり承認を 頂きました。

報 告

(1) 第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【教育長】 次に、報告事項(1)第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について報告をさせていただきます。

報告資料 (1) を御覧ください。平成29年3月23日開催の第6回定例会におきまして、教科書採択に当たっての東京都教科用図書選定審議会に対する諮問事項について決定していただきました。その諮問事項は裏面にございます。下に記書きがございますけれども、教科書の採択方針について、教科書調査研究資料について、平成30年度使用教科書採択についての3点でございます。1点目の諮問事項の採択方針については、4月27日の教育委員会で御報告させていただきました。2点目の研究資料については、2のうち、平成30年度から平成31年度に使用する小学校の道徳、特別支援教育教科書の研究資料は、6月8日の教育委員会で報告をさせていただきました。本日は、平成30年度から平成31年度に使用する特別支援学校の小学部の教科書調査研究資料の道徳について、それから、3点目の教科書採択について、6月30日に開催された第3回教科用図書選定審議会において審議をしていただき、その審議結果を踏まえて答申がございましたので、報告をさせていただきます。

それでは、表面を御覧ください。記書き以下が答申の内容となります。読み上げさせていただきます。「諮問のあった『平成30~31年度使用都立特別支援学校(小学部)教科書調査研究資料』は、調査研究資料として適切であり、当該資料及びそれを踏まえ作成された『平成30~31年度使用 都立特別支援学校(小学部)教科書採択資料』並びに『平成30年度使用教科書採択について』は、平成30年度に都立中学校、都

立中等教育学校の前期課程及び都立特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科書採択の資料として適切であると認められる。都教育委員会は、本資料はもとより、既に答申している『平成30~31年度使用教科書調査研究資料(小学校)』及び『平成30~31年度使用特別支援教育教科書調査研究資料』等を採択に当たっての資料とし、都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこと。」こういう内容の答申をいただきました。

別添の資料が3種類ございますけれども、資料①を御覧ください。「平成30~31年度使用都立特別支援学校(小学部)教科書調査研究資料」でございます。こちらは都立特別支援学校小学部の教科書採択のための資料でございます。

3ページをお開きください。調査研究に当たっては、小学校の教科書調査研究資料を参考にいたしまして、同じように内容と構成上の工夫の二つの項目について調査をしておりますが、特別支援学校でございますので、特別支援学校の児童の障害の実態を考慮した調査研究を行っております。

続いて、5ページをお開きください。二つ表がございますが、下の表は、道徳における学校種別ごとの主な観点を一覧にしております。聴覚障害特別支援学校と肢体不自由・病弱特別支援学校の大きく二つの学校種別の障害の状況を踏まえて、それぞれ調査研究を行ったものでございます。

なお、視覚障害特別支援学校のものは、全盲の児童と弱視の児童が一緒に学習をするため、点字教科書が出版されている教科書を使用することとなっております。したがって、道徳の教科書につきましては、文部科学省の著作による点字教科書の発行が既に決まっておりますので、調査研究はしておらず、調査研究結果は掲載をしておりません。

この内容について、聴覚障害特別支援学校を例にとって御説明します。聴覚障害特別支援学校の児童の実態ですが、「両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度である」と示していますが、こういう児童の障害の実態を想定し、調査研究を行っております。

それでは、6ページをお開きください。上に内容、下に構成上の工夫と大きく二つ

の欄がございます。まず、内容の上半分、数値データでございますが、こちらは既に 見ていただいた小学校の調査研究資料から、その一部を引用しております。教科書の 違いが明確になるよう、数値データには「最多」、「最少」という記載をしておりま す。

それから、内容の下半分には、「聴覚障害のある児童が興味・関心をもって取り組むことができる教材等について」という欄と「聴覚障害への配慮を要する内容等について」の大きく二つに分けております。上の「聴覚障害のある児童が興味・関心をもって取り組むことができる教材等について」でございますが、聴覚障害特別支援学校では、聴覚障害の理解に関わる記述、つまり、手話等の多様なコミュニケーション手段に関する記述があるものとか、聴覚障害のある児童が視覚的に理解しやすい具体的な内容であるものについて調査をいたしました。例えば、発行番号2、東書を見ていただきますと、3年「耳の聞こえないお母さんへ」では、聴覚障害者との意思伝達についての教材があったというような記載があります。このような形で調査をいたしました。

その下の段、「聴覚障害への配慮を要する内容等について」は、障害に照らして、 指導の際に配慮や創意工夫が必要なものに当たる内容の記述でございます。例えば 「言葉や音を聞き取る活動が含まれ、学習活動に困難が想定されるもの」では、「楽 器の音を擬音化した表現があり、取り扱う際には配慮が必要である」という記述がご ざいます。

それから、下半分の構成上の工夫については、本の大きさや本文の文字の大きさが 障害の状態に関わるものであることから、本調査研究資料において新たに調査した内 容でございます。

このように、障害の状態に照らし、まとめたものが本調査研究資料の特徴であり、 審議会において調査研究資料として適切であると答申を受けたものでございます。

次に、平成30年度使用教科書の採択案となる、資料②と書かれている少し厚目のと じた資料を御覧ください。

1ページを御覧ください。まず、「1 平成30年度使用都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)用教科書採択について」でございます。中学校用の教科書は、平

成27年度に採択替えを行い、平成28年度から使用しております。したがって、平成28年度から平成31年度までの4年間、同一の教科書を使用するということが無償措置法施行令に定められており、平成27年度に採択した教科書と同一のものを今年度も採択することになります。都立中学校等におきましては、3ページから4ページまでに記載した採択一覧を採択案とするものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。「2 平成30年度使用都立特別支援学校(小学部・中学部)用教科書採択について」でございます。特別支援学校の教科書採択については3点に分かれておりまして、(1)文部科学省検定済教科書、(2)文部科学省著作教科書、(3)学校教育法附則第9条の規定による教科書(一般図書)の3種類でございます。

まず、(1) 文部科学省検定済教科書のア、小学部についてです。小学部における 平成30年度使用教科書につきましては、新たに発行される道徳以外は、平成26年度に 採択替えを行いまして、平成27年度から平成30年度までの4年間、同一のものを採択 することになっております。したがって、平成26年度に採択した教科書と同一のもの を採択することとなり、7ページの上段の採択一覧を採択案とするものでございま す。

道徳につきまして、先ほど説明いたしました資料①から採択に必要な項目を分かりやすくまとめたものが、もう一冊の資料、横判の資料③でございます。先ほどの資料①を分かりやすく整理したものでございますので、こちらを活用していただきながら、採択について検討いただくことになります。

それでは、また資料②に戻っていただきまして、5ページの(1)のイ、中学部でございます。中学部の教科書につきましては、先ほど御説明したとおり、都立中学校と同様、平成28年度から平成31年度まで同一の教科書を4年間使用することとなります。7ページ下段の平成27年度に採択した教科書の一覧を採択案とするものでございます。

(2) 文部科学省著作教科書についてでございます。文部科学省著作教科書は、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害種別に応じて、文部科学省が著作編集した教科書でございます。著作教科書につきましては、文部科学省

が作成した平成30年度使用の特別支援学校用(小・中学部)の教科書目録に登載されている全ての教科書を採択案とするもので、9ページから16ページまでに掲載しております。

(3) 学校教育法附則第9条の規定による教科書(一般図書)についてでございます。この一般図書とは、視覚障害のある児童・生徒が使用する点字版や拡大版の教科書のほか、児童・生徒の障害の状態により、検定済みの教科書や著作教科書の使用が適切でない場合に使用する絵本等の図書を指しております。絵本等の一般図書に関しましては、今年度、調査研究を行い、前々回、6月8日の第10回定例会において御報告をさせていただいた「平成30~31年度使用 特別支援教育教科書調査研究資料 (学校教育法附則第9条の規定による教科書(一般図書))」に掲載したものを特別支援学校の児童・生徒にとって適切である図書として採択案としたものでございまして、17ページから47ページまでに掲載をしております。

報告事項についての説明は以上でございます。選定審議会の答申に基づきまして、 今御説明をさせていただいた資料①「都立特別支援学校(小学部)教科書調査研究資料」、資料②「平成30年度使用教科書採択について」、資料③「平成30~31年度使用都立特別支援学校(小学部)教科書採択資料」等を参考として、今後採択をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問がございましたらお願いいた します。

よろしゅうございますか。それでは、本件について報告として承りました。

- (2) オリンピック・パラリンピック教育における「東京都公立学校ボッチャ交流大会」の実施について
- 【教育長】 次に、報告事項(2) オリンピック・パラリンピック教育における「東京都公立学校ボッチャ交流大会」の実施について、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 それでは、東京都公立学校ボッチャ交流大会について御報告いたします。

報告資料(2)を御覧ください。まず、左上のボックスでございます。現在、全校で展開しているオリンピック・パラリンピック教育でございますけれども、特に障害者理解教育を重点的に推進しております。例えば昨年度の実施状況でございますが、囲いにありますように、小・中学校、高校、特別支援学校の子供たちでパラスポーツの観戦や体験を行った学校が約54パーセント、小・中学校(通常学級)・高校と特別支援学校や特別支援学校との交流は60パーセント以上、現在進んでおります。

そういったことを踏まえまして、右のボックスでございますが、今年度、大きく三つの取組を考えております。一つは、パラリンピック競技応援校として小・中学校を10校指定しております。10校というのは少し少ないようなイメージもありますけれども、パラスポーツの競技団体自体がそれほど多くございません。また、事務局が東京にないという場合もありますので、校数を増やすと、なかなか活動がしにくいというところで、今年度は10校指定しております。2番目に、教員を対象としたパラスポーツ実技講習会を開催いたします。ただいま申し上げましたように、競技団体が少ないので、教員を指導者として育成していこうということで、昨年度は3回行ったのですけれども、大変応募率が高く、今年度は10回に増やしていこうと思っております。それから、本日説明します3番目の東京都公立学校ボッチャ交流大会を今年度初めて開催いたします。こうした取組を通しまして、東京2020大会が終了しても、レガシーとしてパラスポーツの普及を目指していこうと考えております。

それでは、ボッチャ交流大会について概要を説明いたします。

真ん中から下のボックスの一番左の実施目的は、そこに記載いたしました二つ、交流を一層促進していくことと、パラスポーツの普及・啓発を行うことです。

実施日時及び会場ですけれども、今月29日土曜日10時から16時までで、都立府中け やきの森学園です。この学校は冷房完備の体育館が2棟あり、これまでもボッチャの 大会等が行われた実績がございます。

参加対象ですけれども、都内国公立肢体不自由特別支援学校及び都内公立小・中学校の子供たちで、約150名、学校数で24校、34チームが参加します。

実施方法ですけれども、体育館が二つございますので、二つに分けます。まず一つは、特別支援学校の子供たちによる学校代表戦です。もう一つは、特別支援学校と小・中学校の混成チームによって交流戦を行っていきます。

小・中・高校生の参加ですけれども、まず、小・中学生は、特別支援学校の児童・生徒と混成チームを約13チーム組む予定です。また、単独チームとして、先ほど御説明いたしましたパラリンピック競技応援校の中の2校の小学校が特にボッチャを今やっておりまして、是非単独チームとして参加したいということで、参加いたします。高校生は、大会運営ですとか参加チームのサポートや受付とか、いろいろな補助を行うボランティアとして、現在、11校、50名が参加してくれる予定です。また、6校の工業高校が大会で使用するランプと呼ばれる競技用補助具を製作して、大会運営を支援してくれます。写真を御覧ください。写真の右側にスキーのジャンプ台のようなものがございます。これは木製ですけれども、障害によって、手でボールが投げられない場合、周りのサポートを受けながら、ここにボールを転がして行うものです。これを現在、工業高校の生徒たちが製作して、当日使ってもらうことになっております。

最後ですけれども、一番右下、特別支援学校の最も成績の良かった最上位チームが、9月から10月ごろを目途に、小池知事と都庁パラスポーツ部からなる都庁チームと対戦をする予定になってございます。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問がございましたらお願いいた します。

よろしいでしょうか。それでは、本件について報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月27日(木)午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会は、7月27日木曜日、午前10時から、こ こ教育委員会室にて開催を予定しております。 以上です。

日程以外の発言

【教育長】 その他について何かございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時55分)